

固定資産税 第3期

納期限は30日ですからお忘れなく納めてください

白根市報

第52号 昭和40年9月10日

発行所 白根市役所 編集 白根市企画課

市の戸籍 総世帯口 6,240 総人口 34,573 男 16,530 女 18,043 (40.7月中) 出生 42 婚姻 50 死亡 20 離婚 3 転入 84 転出 65



白根市の財政

39年度決算の状況

三十九年度の市の台所財政の帳じりが、どのようになつたか、決算状況をお知らせします。昨年の新潟地震は、みなさんの財産、公共施設に大きな被害をもたらしました。しかし、みなさんの協力と、国県の援助によって復旧事業は順調に進み、次々と新しい姿に生まれ変わっています。また、し尿処理施設、母子健康センター、都市計画街路、教育施設整備などの一般建設事業もスムーズに行なうことができました。ここに説明する三十九年度決算見込み額は、スペースの都合で、一般会計の要点のみを掲載したにすぎませんが、検討の上、ごんごとも市政運営について、格別のご協力をお願いいたします。カソト写真は下部構造部分の工事が完了した高井橋

震災でふくれた財政規模

建設事業費に一億八千万円

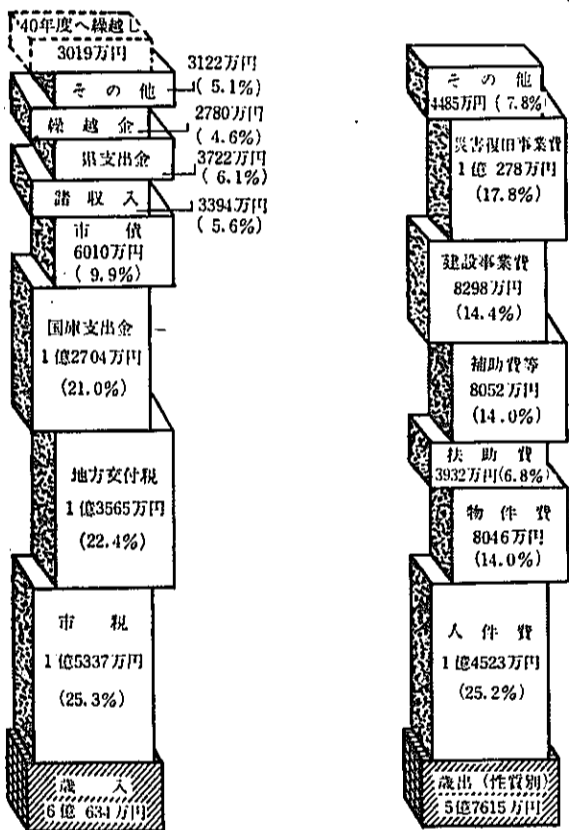
一般会計

まず歳出から……。下の図をごらんください。決算見込み額は五億七六一五万円をこえました。これを過去の決算額と比較してみますと、三十九年度より二億一三五〇万円、三十五年度より三億二九四万円も多く、二・三倍にもなっています。しかし三十九年度の予算は、当初から大きく計上されたのではなく、当初予算額では、三億四二二四万円でしたが、その後九回にわたって補正を行ない、最終的には六億九五六万円になっています。このように三十九年度の財政規模が大きくなったのは、震災復旧事業費として、一億一〇〇〇万円以上追加されたことが、大きな原因です。さて、歳出を性質別にみますと、みなさんの生活と、もつとも関係の深い建設事業費（建設事業費と災害復旧事業費）が、三二・二億一億八五七六万円トップ。つづいて人件費、補助費などになつていきます。建設的なお仕事をの内容は、別に掲げましたの

歳入六億円をこえる

こんどは歳入です。歳入総額に占める割合は、二五・三割の市税、つぎは、地方交付税の二一・〇割の順になっています。それから、市税の課税収入率は、九四・三割で、三十八年度の収入率にくらべて〇・一割下回っています。なんといっても、歳入総額のうちでは、市税が大きいウエイトを占めるのですから今年度は、市税納入について一段とご協力をいただき、事業がスムーズに行なわれるようお願いします。なお、税負担の状況をみると、人口一人当たりで三六四四円、一世帯当たりで二万一七八円となっています。そこで歳出額の一入人当り、一世帯当りの額とくらべてみた場合、それぞれ歳出の方が歳入の四

39年度一般会計決算



特別会計の決算

Table with columns: 会計名, 歳入, 歳出, 差引き. Rows include: 国立白根高等学校整備事業, 農林水産業施設災害復旧事業, 国民健康保険事業, 国民健康保険診療施設, 公益質屋.

39年度の建設的な仕事

Table listing construction work items and their costs in million yen. Items include: 庁舎などの補修費, 酪農施設取得費, 保育所補修費, etc.

改正された国民年金法

精神薄弱者にも年金支給

このたび国民年金法の一部が改正され、福祉年金の年金額の引き上げ、障害年金の支給範囲の拡大、支給制限の緩和などの措置がとられて、内容の充実が図られました。とくに、障害年金の支給対象となる、障害の範囲に、精神薄弱者がとり入れられたので、精神薄弱に該当する人は、市役所市民課年金係にご相談ください。なお、精神薄弱に該当する人とは、昭和四十年八月一日で二〇歳をこえ、七〇歳未満で、精神能力の全般的発達に

戦没者の遺族に「特別弔慰金」

戦没者の遺族に「特別弔慰金」が支給されることになりました。これは、額面三万円が無利子の国債を昭和四十一年六月を以て、昭和四十一年六月にわたり毎年六月に三万円ずつ支給されるものです。これを受けるかたは、つぎのようなかたです。一、弔慰金を受けられるかたは、遺族援護法による弔慰金（五万円か三万円の国債）を受けたかた（本人と同順位のものを含む）で昭和四十年四月一日において、公務扶助もが年金を受けていない場合

本人を含めてだれも受けていない場合でつぎのような区分です。一、配偶者の場合 (1) 戦没者死亡後、その遺族 (三親等間) と婚姻した人 (2) 戦没者死亡後、氏を改めたりして婚姻した人 (3) 昭和二十七年四月一日まで遺族以外のもので婚姻したが、先順位の遺族がいなかったり、先順位の遺族がいないかた 二、子の場合 (1) 年金などを受けていたが、成人になったので受けられなくなり、遺族のうち他のだれもが年金を受けていない場合

大学病院も一般開業医なみに

いままでも国保被保険者が新潟大学附属病院にかかった場合、費用の全額を窓口で支払い、後日市役所からそれぞれば療養費の支給を受けていたのですが、九月十一日から一般開業医と同じ取扱いになり、世帯主三割、その他五割を附属病院の窓口へ支払うことになりました。なお、受診される方は、必ず国保の被保険者証を持参し、現在入院中の方は、九月十一日まで、被保険者証を病院に提示してください。

農地報償申請のおしらせ

農地報償申請については、それぞれ準備のことと存じます。農業委員会では、いま申請受付準備作業中で、いづれ、事務の進み方を見て、説明会を開催、受付にいたしますので、いましばらくお待ち願います。さしあたり、申請者は必ず買収令書（令書のないものは法務局出張所で発行するその土地の買収登記の謄本を有償）を添付することになります。法務局出張所で、この交付受付開始は、おおよそ十一月ごろの予定です。なお、報償金額は買収面積から売渡し面積を差引いた面積に対して、交付されること